第二号の表株式会社金澤鋼業の項を削り、同表米沢電線株式会社の項中「米沢電線株式会社」を「フジクラ電装株式会社」に改め、同表オリエントテクノ株式会社の項、株式会社渡辺製作所の項、田口運送株式会社の項、株式会社メガステップの項及び株式会社大石建設の項を削り、同表株式会社三春情報センターの項中「神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー十一階千百九」を「神奈川県横浜市港南区日野八丁目八番十一号」に改め、同表小松ニット株式会社の項、富士レジン化工株式会社の項、片山ストラテック株式会社の項及び株式会社ナイスの項を削り、同表株式会社友輪技研の項中「東京都西多摩郡日の出町大字平井六百四十六番地」を「東京都あきる野市秋留一丁目一番地十」に改め、同表に次のように加える。

株式会社ベストワーク	千葉県我孫子市都十二番地の六	とび
真和建装株式会社	愛知県岡崎市合歓木町字郷東百四十四番地一	塗装
ペイント・ポート有限会社	愛知県岡崎市合歓木町字郷東百四十四番地一	塗装

第三号中「平成二十二年八月十九日」を「平成二十五年十月二十八日」に改める。

○国税庁告示第十七号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の四第一項の規定に基づき、同項に規定する納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十五年十月二十八日　国税庁長官　稲垣　光隆

名称	所在地	指定をした日
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目十番一号	平成二十五年七月一日

○国税庁告示第十八号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の七第一項の規定に基づき、同法第三十四条の四第一項の規定に基づく「株式会社ディリーヤマザキ」の納付受託者の指定を取り消したので、同法第三十四条の七第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月二十八日　国税庁長官　稲垣　光隆

○国税庁告示第十九号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の四第三項の規定に基づき、同条第一項の規定により納付受託者として指定した株式会社エブリワンから名称の変更の届出及び株式会社ファミリーマートから所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十五年十月二十八日　国税庁長官　稲垣　光隆

株式会社エブリワンの名称を「株式会社ココストアウエスト」に改め、株式会社ファミリーマートの所在地を「東京都豊島区東池袋三丁目一番一号」に改める。

○厚生労働省告示第三百三十八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

「アメリカ合衆国（アーカンソー州、ウィスコンシン州及びニューヨーク州を除く。）」を「アメリカ合衆国（アーカンソー州及びウィスコンシン州を除く。）」に、「スウェーデン」を「スウェーデン スペイン」に改める。

○国土交通省告示第千四十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月二十八日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東九州自動車道	宇佐市大字山本一八七七番二から同市大字山本一九八九番六まで	平成二十五年十月二十九日　六時

○東北地方整備局告示第百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十五年十月二十八日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百三号	十和田市大字奥瀬字尻辺山から同市大字奥瀬字十和田湖畔子ノ口まで	改築	平成二十五年十月二十八日

○関東地方整備局告示第四百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線

三　事業施行期間　自平成二十五年十月二十八日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都豊島区長崎五丁目、千早三丁目、千早四丁目及び要町三丁目地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第八十四号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十五年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹

認定更新番号表

（平成25年10月1日）

製造業者代表者名	名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
アムズ株式会社 代表取締役社長　谷口　敏	アムズNRG―1型（51～500）	4―08K―H―001	4―13K―H―001
〃	〃　―2型（51～500）	〃　―1	〃　―1
〃	〃　―3型（51～500）	〃　―2	〃　―2
〃	〃　―4型（51～500）	〃　―3	〃　―3